2025年8月9日

１９－１１

肢ア

昭和２３年の法律の合憲性、昭和２８年の判例。条文の文言をそのまま使うしかない。「公共の福祉」「全体の奉仕者」で解釈する。

肢イ

労働基本権、原則保障。比較衡量は採用していない。公益と私益を比較したら、常に公益が勝つ結果になる。

肢ウ

地方公務員、国家公務員。いずれも、郵便（民営化前）の基準を継承している。

肢エ

全農林警職法、国家公務員。全司法仙台が先例。こちらを変更。

問題文の法令の判断を確認する。

司法令７－１，予備令７－１

「公共の福祉」に関する次のアからウまでの各記述について，ｂの見解がａの見解の批判となっている場合には１を，そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.１］から［No.３］）

ア．ａ．憲法第１２条・第１３条の「公共の福祉」は，人権の外にあって，それを制約することのできる一般的な原理であり，憲法第２２条・第２９条が「公共の福祉」を掲げたことに特別な意味はない。

ｂ．「公共の福祉」を「公益」や「公共の安寧秩序」と言い換えたところで，極めて抽象的な概念であることは変わらないので，結果として，「公共の福祉」が明治憲法下の法律の留保のような機能を実質的に果たすおそれがある。［No.１］

イ．ａ．憲法第２２条・第２９条の「公共の福祉」は経済的・社会的な政策的人権制約の根拠となるが，憲法第１２条・第１３条の「公共の福祉」はそのような制約の根拠とはならず，人権の内在的制約のみを意味する。

ｂ．憲法第１２条・第１３条を倫理的・訓示的規定として解釈すると，新しい人権を基礎付ける包括的な人権条項として憲法第１３条を活用することができなくなる。［No.２］

ウ．ａ．「公共の福祉」とは人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり，この意味での「公共の福祉」は，憲法規定にかかわらず全ての人権に論理必然的に内在している。
ｂ．人権に対する制約を全て人権の内在的制約として説明する考え方は，論理的に殺人の自由や強盗の自由をも一旦憲法の保障する人権に含めた上で，その制約の可否を議論することになるので，人権に関する一般的な理解や説明と整合しない。［No.３］

正解　ア１，イ２，ウ１

肢ア　１
ａ．憲法第１２条・第１３条の「公共の福祉」は，人権の外にあって，それを制約することのできる一般的な原理であり，憲法第２２条・第２９条が「公共の福祉」を掲げたことに特別な意味はない。

しかし

ｂ．「公共の福祉」を「公益」や「公共の安寧秩序」と言い換えたところで，極めて抽象的な概念であることは変わらないので，結果として，「公共の福祉」が明治憲法下の法律の留保のような機能を実質的に果たすおそれがある。

意味通る。a 人権の外で，制約できる。一元的外在制約。
それだと，仮に，「公益」や「公共の安寧秩序」と言い換えたとて，実質的には，明治憲法下と法律の留保のような制約ができてしまう。それは問題という意味になるので，批判となる。

肢イ　２

ａ．憲法第２２条・第２９条の「公共の福祉」は経済的・社会的な政策的人権制約の根拠となるが，憲法第１２条・第１３条の「公共の福祉」はそのような制約の根拠とはならず，人権の内在的制約のみを意味する。

しかし

ｂ．憲法第１２条・第１３条を倫理的・訓示的規定として解釈すると，新しい人権を基礎付ける包括的な人権条項として憲法第１３条を活用することができなくなる。

意味は通らない。批判とはならない。内在外在二元的制約説

内在的制約であっても，必ずしも「新しい人権を基礎付ける包括的な人権条項として憲法第１３条を活用することができなくなる。」ということにならない。

確かに，憲法第１２条・第１３条の「公共の福祉」はそのような制約の根拠ならないという意味で，倫理的・訓示的規定と読めば，１３条全体としても，倫理的・訓示的規定と解する傾向になるだろう。そのように解さないと，１３条の中で，具体的に解する部分とそうでない部分が混在することになるから。もっとも，新しい人権の根拠は，「幸福追求に関する国民の権利」であり，「公共の福祉」とは，別の文言の解釈である。

人権制約根拠が，倫理的・訓示的規定となっても，必ずしも人権根拠が倫理的・訓示的規定となるわけではない。したがって，できなくなると，言い切るのは，批判として，必ずしもふさわしくはない。

※一元的内在制約説（通説の立場でも，人権根拠規定として，１３条を認めている）

肢ウ　１

ａ．「公共の福祉」とは人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり，この意味での「公共の福祉」は，憲法規定にかかわらず全ての人権に論理必然的に内在している。

しかし

ｂ．人権に対する制約を全て人権の内在的制約として説明する考え方は，論理的に殺人の

自由や強盗の自由をも一旦憲法の保障する人権に含めた上で，その制約の可否を議論することになるので，人権に関する一般的な理解や説明と整合しない。

意味通る。人権相互の矛盾衝突を調整する実質的公平の原理ということは，制約は人権が矛盾している限度でのみ機能するとする。

人権は，最大限保障するとして，制約の段階で調整するという考え。

そのように理解すると，論理的に，殺人の自由は，強盗の自由のような，反社会的な自由も認めた，制約の問題になりかねない。このような議論は，人権に関する一般的な理解や説明と整合しないということになる。

※確かに，論理的に考えるとｂのようになってしまうが，その点は，柔軟に考えればよいだろう。

司法令７－２

憲法第１３条に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. ４］）

ア．最高裁判所は，人の氏名や肖像等は個人の人格の象徴であるから，その肖像等に顧客吸引力がある者には肖像等自体の商業的価値に基づいてその顧客吸引力を排他的に利用する権利が人格権に由来する権利として保障され，こうした者の肖像等を無断で使用することはその使用形態を問わず人格権の侵害に当たり許されないとした。

イ．最高裁判所は，人が逮捕された事実は他人にみだりに知られたくないプライバシーに属するから法的保護の対象ではあるが，逮捕直後に逮捕事実を速報した報道を引用して誰もが閲覧・投稿できるソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「ＳＮＳ」という。）に投稿することは誰でも許され，その後，時が経過してもＳＮＳの運営会社にその引用投稿を削除するよう請求することはできないとした。

ウ．最高裁判所は，婚姻前に築いた個人の信用，評価，名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は，憲法上の権利として保障される人格権とまではいえないが，婚姻や家族に関する法制度を検討するに当たって考慮すべき人格的利益といえるとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　７

肢ア　×

肖像等に顧客吸引力がある者には肖像等自体の商業的価値に基づいてその顧客吸引力を排他的に利用する権利という，いわゆる「パブリシティ権」も絶対無制約ではない。

したがって，使用形態によっては，侵害行為と当たらない場合もある。

常にあたるとすると，表現の自由への影響が大きいことをイメージする。

したがって，正当な表現行為であれば，許容されうる。

判例は，使用形態の（表現方法）の問題点を具体的に認定して，違法性を認めている。

最判平 24.2.2

肢イ　×

削除請求できる。自己情報コントロール権，みだり知られたくない権利がある。

時が経っても，残り続けると，不利益が大きくなる。請求を認めるべきである。

運営会社の負担もあるが，削除請求を認めないと，不利益はなくならないといえる。

最判令和 4.6.24

肢ウ　○

人格権とまではいえないが，人格的利益とはいえる。

信用，評価，名誉感情は，利益と考える。
イメージとしては，人格的利益の方が，少し守備範囲が広い，漠然としたもの。
一方で，人格権の場合，守備範囲が狭い，かっちりしたイメージ。

権利の方が，保護の要請は高い。制約，正当化の問題になる。
一方で，利益の場合，権利とまではいかないが，考慮要素にはなる。

司法令７－３，予備令７―２

法の下の平等に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. ５］）

ア．本邦に在留する外国人で，在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に残留する者（不法残留者）を生活保護法による保護の対象としないことは，外国人を日本人と区別して取り扱うもので，憲法第１４条第１項に違反する。

イ．女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から一定期間，再婚を禁止することは，再婚をする際の要件に関し男性と女性とを区別するものであるから，女性についてのみ再婚禁止期間を設けること自体が，憲法第１４条第１項に違反する。

ウ．尊属に対する尊重報恩は，旧家族制度的倫理観に基づくもので合理的とはいえないから，子が親を殺害した殺人事件において，被害者が尊属であることを犯情の一つとして具体的事件の量刑上重視することは，憲法第１４条第１項に違反する。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　８

肢ア　×

生活保護の問題も，平等の対象。例示列挙説。関係ないは，不平等もよいとなるのは，問題。

１４条１項，平等。相対的平等，絶対的平等を意味しない。かえって不平等。
合理的区別を許容する。著しく不合理な区別の場合，違憲。

本件の区別が，著しく不合理か。あたらない。

給付するか否か，専門的分野。裁量を越えた場合，著しく不合理

外国人の人権，性質上可能な限り保障されるが，社会権は，政策上，外国人には，保障されない。

国家ありきだから。

よって，外国人と日本人を区別する制約を取ることは，著しく不合理ではない。

１４条１項に違反しない。

肢イ　×

再婚禁止期間を設けること自体は，１４条１項には違反しない。

父子の重複を妨げる必要がある。男女の生物学上の違いによるもの。

著しく不合理とはいえない。

肢ウ　×

尊属を尊重する目的そのものが，著しく不合理とはいえない。

目的と目的達成手段との関係性が，極端である。したがって，著しく不合理。